

家庭的保育事業者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

平成 30 年度家庭的保育者現任研修について（通知）

日頃より、本市の保育行政に御協力いただきありがとうございます。

家庭的保育事業に従事する家庭的保育者については、「家庭的保育事業ガイドライン」に基づき、現任研修を受講する必要があります。つきましては、平成 30 年 4 月 27 日付こ保人第 122 号においてお知らせしました研修のうち、受講していただく必要がある研修を「現任研修」として設定しましたのでお知らせします。内容をご確認の上、該当の研修の開催通知があった際には、お申込みをしていただくようお願いいたします。

1 研修受講対象者

各施設に従事する**全ての家庭的保育者**

※家庭的保育補助者（補助員）の参加については任意となっております。

2 受講が必要な研修

平成 30 年度は、**別表「年間計画表」に記載のあるすべての研修を「現任研修」とします****ので少なくとも 3 つの研修を受講してください。**なお、別表「年間計画表」のうち「○」がついている研修は推薦研修です。研修受講を迷った方はご参考にしてください。また、本通知が届く前に、現任研修を受講していた場合については、その研修も計上することができますこととします。区主催の研修やその他の研修への参加は任意となります。なお、それぞれの研修については保育・教育人材課より別途通知しますので、通知が届き次第お申込みをお願いします。

3 研修受講記録の整備

別添「研修受講記録簿」または「研修受講記録簿」と同等の内容が記載された書類を整備してください。実地検査等で確認させていただくことがあります。

4 補助員雇用費の取扱い

家庭的保育者の現任研修参加時の代替保育については、補助員雇用費（現任研修時代替保育実施分）へ計上できることとしておりますが、**対象となる研修は、別表「年間計画表」に記載のある研修のみ**とします。**区主催の研修、その他団体による研修等は対象外**となります。

また、補助員が現任研修に参加することは可能となっておりますが、補助員雇用費への計上はできませんのでご注意ください。

<本通知に関するお問い合わせ先>

こども青少年局保育・教育運営課
遠藤・猪野

TEL 045-671-3564

<各研修の内容についてのお問い合わせ先>

こども青少年局保育・教育人材課

TEL 045-671-2397